

社会保障の拡充を求める要望書 回答書

1、だれもが安心して医療を受けられるために

1. 国民健康保険制度について

(1) 所得に応じて払える保険税にしてください。

今回(2021年4月)行った自治体要請キャラバン行動の事前アンケート結果によると、滞納世帯の割合が14.2%で前回の19.0%より4.8%低下しました。しかし、滞納全世帯の内、所得100万円未満の世帯の滞納が39.9%となっており、前回までの結果と同様に低所得者ほど国保税が高すぎて納められない実態です。また、コロナの感染拡大でやむなく会社を退職し、国保に入る方もいます。前年度の収入によって保険税が決定することからも、高すぎる保険税を所得に応じて払える保険税にするために、一般会計からの繰り入れを増やしていくことが引き続き必要です。

① 応能負担を原則とする保険税率に改めてください。

【回答】 (保険年金課)

国保税の賦課においては、応能・応益の原則が取られています。そのなかで、応能・応益負担のバランスを取りながら被保険者間の負担の公平を図り、適正な国保税率、賦課方式などを秩父市国保運営協議会で検討していきたいと思えます。

② 子どもの均等割負担を廃止してください。

【回答】 (保険年金課)

国保税の賦課において、被保険者の負担の公平を図ることが重要であると考えます。国保税は応益の原則があり、均等割を含めて公平で適正な税率、賦課方式などを秩父市国保運営協議会等で検討していきます。子どもの均等割について、全国知事会・全国市長会は「子どもの均等割保険税を軽減する支援制度の創設と必要な財源の確保」を国に提言し、未就学児の均等割5割軽減措置の導入を含めた健康保険法等改正案が今国会で可決・成立いたしました。市におきましては、条例の定めにより軽減措置ができるとされておりますので、今後条例改正等必要な手続きを進めてまいります。

③ 一般会計からの法定外繰入を増額してください。

【回答】 (保険年金課)

一般会計及び国民健康保険特別会計の財政は厳しく、また、県の国保運営方針の中に、一般会計からの繰入の削減が掲げられていることから、繰入を増額することは難しいと考えます。歳入確保、歳出削減に努め、健全な国保財政運営を進めていきたいと思えます。

(2) 国保税の減免・猶予制度の拡充を行なってください。

今回のアンケート結果では、滞納世帯が18万2781世帯ありましたが、減免はその内1万830世帯で、これは滞納世帯の5.9%にすぎません。

また、国が行った新型コロナウイルス感染の影響による国保税減免制度では、県内 62 市町で 1 万 6247 世帯の申請があり、その内 1 万 4594 世帯、総額 24 億 6817 万 8496 円の減免が行われました。現在もコロナ禍にあることから、2021 年度も国保税コロナ減免を実施してください。

- ① 保険税免除基準を生保基準の 1.5 倍相当に設定するなど、申請減免制度を拡充してください。

【回答】（保険年金課）

生活保護基準を目安とした保険税の減免基準については設けていませんが、減免制度について、窓口相談等においてご理解いただけるよう丁寧に説明し、状況を確認しながら、適正に対応したいと思います。

- ② 2021 年度も新型コロナウイルス感染の影響による国保税減免を実施し、広く周知することや国の基準を緩和するなど申請しやすい制度にしてください。

【回答】（保険年金課）

2021 年度においても、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る保険税の減免を行うこととしております。市報等でお知らせし、窓口相談等において状況を確認しながら、適正に対応したいと思います。

(3) 窓口負担の軽減制度(国保法 44 条)の拡充を行なってください。

生活保護基準以下の生活を強いることのないように、医療費の負担を軽減する制度は重要です。窓口負担の軽減制度の拡充を行なってください。

- ① 国保法 44 条による減免は、生保基準の 1.5 倍相当に、病院等窓口負担の減額・免除制度の拡充を行なってください。

【回答】（保険年金課）

窓口における一部負担の減免については、規則により減免基準を規定しています。免除基準は国が定める基準に準拠、減額基準は生活保護基準の 1.1 倍で、いずれも現在の生活保護基準よりは高く設定しています。被保険者にご理解いただけるよう丁寧に対応していきます。

- ② 窓口負担の軽減制度が利用しやすいように、簡便な申請書に改めてください。

【回答】（保険年金課）

窓口相談等においてご理解いただけるよう、丁寧な説明及び記入の案内に努めます。

- ③ 医療機関に軽減申請書を置き、会計窓口で手続きできるようにしてください。

【回答】（保険年金課）

一部負担金の減免については、申請書及び添付書類の提出後、減免要件に該当するか審査する必要があります。そのため、医療機関の会計窓口での申請手続きは難しいと考えます。

(4) 国保税の徴収業務は、住民に寄り添った対応を行なってください

昨年から続くコロナ禍にあって、今年度もこれまで以上に地域経済の低迷や中小企業、自営業者の経営は死活的な状況です。このような時に、滞納処分や保険証を取り上げる事は受療権を奪うことにつながります。滞納世帯の生活を再建し、支援する事で、納税者となることができます。生活につまずいた場合であっても、あらゆる社会資源や施策を行なう事で、地域の住民と行政との信頼関係が構築できます。安心と信頼の地域社会づくりを行なってください。

① 住民に寄り添った対応を行ってください。

【回答】（収納課）

収入支出等を含む生活状況全般の確認をさせていただき、納税が困難な方に対しては、その状況に応じて、生活支援が必要な場合は福祉部門、多重債務者等でお困りの場合は、市民相談の窓口等を紹介するようにしています。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した方や、一時に納税が困難な場合は、柔軟に対応している状況です。

② 給与等の全額を差押えすることは憲法 29 条の財産権の侵害行為であり法令で禁止されています。憲法 25 条の生存権保障の立場から生存権的財産である最低生活費を保障してください。

【回答】（収納課）

給与等の差押を行う場合には、差押禁止ルールに添って行っています。さらに禁止額以内の差押を行う場合でも、生活状況の聞き取りをきちんと行い、生活をする上で無理のない範囲での差押を行っています。

③ 業者の売掛金は運転資金・仕入代金・従業員給与ならびに本人・家族の生計費等にあてられるものです。取引先との信用喪失にもつながり事業そのものの継続を困難にするため、一方的な売掛金への差押えはやめてください。

【回答】（収納課）

売掛金等の差押を行う場合には、個人事業者であれば確定申告書、法人であれば法人税の申告書を確認した上で、事前に滞納者の生活状況などの聞き取りをし、生活に支障をきたさない範囲で行っております。また、同時に取引先との状況についても十分に確認をした上で差し押さえを行っていますので、信用失墜にはならないように配慮しております。

④ 国民健康保険税の滞納の回収については、生活保障を基礎とする制度の趣旨に留意し、他の諸税と同様の扱いではなく、当事者の生活実態に配慮した特別な対応としてください。

【回答】（収納課）

国民健康保険税については、市税等の一部であるために、他の市税と比較し特別な扱いをとることは難しいのが実情です。ただし、市民の生活に直結した税ですので、きちんと生活実態を調査の上で、生活困窮に至らないよう配慮しながら慎重に行っております。

(5) 受療権を守るために正規保険証を全員に発行してください。

2021 年のアンケート結果では資格証明書が 22 市町で 676 世帯、短期保険証は 6 市町で 1 万 4603 世帯、2 万 4866 人の被保険者に発行され、保険証の窓口留置は 2,780 世帯になります。保険料の納付の有無に関係なく、国保加入者全員に正規の保険証は交付をお願いします。保険証がないことで手遅れ受診につながった事案があとをたちません。納税などの条件を設けることなく正規保険証は発行される必要があると考えます。

① すべての被保険者に正規の保険証を郵送してください。

【回答】（保険年金課）

税負担の公平を図ることを目的に、国民健康保険法、秩父市の交付要綱等に基づき短期保険証等を発行しています。窓口相談で被保険者にご理解いただけるよう丁寧に説明し、適正に対応していきます。

② 住所不明以外の保険証の窓口留置は行なわないでください。

【回答】（保険年金課）

短期保険証の対面交付は、納付相談の機会の確保と納付についての理解を得ることを目的に実施しています。税負担の公平性の観点からも、被保険者にご理解いただけるよう丁寧に説明し対応していきます。

③ 資格証明書は発行しないでください。

【回答】（保険年金課）

資格証明書は、税負担の公平を図ることを目的に、国民健康保険法、秩父市の交付要綱等に基づき、弁明書の提出に応じない世帯に発行しています。被保険者にご理解いただけるよう丁寧に対応していきます。

(6) 傷病手当金を支給してください。

昨年度から新型コロナウイルス感染症対策として、傷病手当金の支給に関する条例改正についての事務連絡が発出されました。2021年アンケート結果によれば2020年度は44市町で277人が申請し272人が受給されました。傷病により休業を余儀なくされた場合の傷病手当金の支給は、国保に加入する被用者およびフリーランス、個人事業主などの切実な要求です。

① 傷病手当金の支給を2021年度も実施してください。新型コロナウイルス感染症対策の一環としての、時限的な措置だけではなく、恒常的な施策として条例の改正を行ってください。

【回答】（保険年金課）

国民健康保険制度において傷病手当金は任意給付ですが、新型コロナウイルス感染症の影響による休業中の所得補償のため、緊急的・特例的な措置として制定されました。支給額については、全額が国の財政支援の対象となっています。

令和3年7月1日現在、申請及び支給実績はありませんが、制度は昨年度から継続し、実施しています。現行では、国の財政支援の範囲に合わせ、新型コロナウイルス感染症に限定した規定となっておりますが、適用拡大させるかは財源確保の問題も避けては通れないため、十分な協議が必要と考えます。

② 被用者以外の者への支給について、財政支援するよう国・県へ要請してください。

【回答】（保険年金課）

現行では国の財政支援の範囲に合わせ、支給対象を被用者としています。被用者以外の者には、主に個人事業主やフリーランスの方が該当することになるかと思いますが、他者からの労務管理を受けない者の勤務状況や所得状況を正確に把握することは難しく、また、所得が一定ではない自由業においては、支給基準となる額を決めるのも困難といった問題があります。こういった理由から、国民健康保険制度からの給付ではなく、新型コロナウイルス感染症対策で実施されているような、別の形での経済支援措置が適当であると考えます。既存の経済支援措置の充実や統一した支援体制の構築等、国・県へ要請していきます。

(7) 国保運営協議会について

① さまざまな問題を抱える国保事業の運営であるからこそ、市民参加を促進するために、委員の公募が未実施の場合は、公募制としてください。

【回答】（保険年金課）

委員は現在 17 名で、被保険者代表委員 5 名、保険医・保険薬剤師代表委員 5 名、公益代表委員 5 名、被用者保険代表委員 2 名です。選出については、議会や医師会、事務局等からの推薦により委嘱しています。公募については、今後検討していきます。

② 市民の意見が十分反映し、検討がされるよう運営の改善に努力してください。

【回答】（保険年金課）

委員構成については、地区を考慮した被保険者代表をはじめ、議会や医師会等から推薦された方など多方面にわたっています。会議では幅広い人材により様々な意見が出され、適正な事務事業が実施されるよう協議を重ねています。

(8) 保健予防事業について

2020 年度はコロナ禍にあつて特定健診受診率が低下しています。今年度は感染防止に留意した上でどのような対策を講じて目標値の達成を実現するのか、具体的な対策と、計画を教えてください。

① 特定健診の本人負担を無料にしてください。

【回答】（保険年金課）

自己負担金は、40 歳から 64 歳までの方に 1,000 円を負担していただいています。無料化については、財政状況や他市町村の状況を見ながら検討していきます。

② ガン健診と特定健診が同時に受けられるようにしてください。

【回答】（保健センター）

現在、保健センターでは、特定健診の集団健診会場で肺がん検診（胸部レントゲン、喀痰検査）、大腸がん検診、前立腺がん検診、肝炎ウイルス検診の同時受診ができます。また、集団健診の胃、乳・子宮頸がん検診の申し込みを特定健診の時に受け付けております。（喀痰検査と大腸がん検診は後日検体を提出していただきます）。

③ 2021 年度の受診率目標達成のための対策を教えてください。

【回答】（保健センター）

集団健診においては、受診者数の制限・座席間隔の確保・換気などの感染症対策を実施し、安心して受診していただける環境の確保に努めております。

個別健診については、期間を例年同様の 1 ヶ月ではなく 4 ヶ月とすることで、日程ごとの受診者の集中を避け、希望日に受診しやすくなるようにしております。

また、昨年度は新型コロナウイルス感染症の影響により実施を見送った、事業主健診の提供事業や診療情報提供事業を実施する予定です。

④ 個人情報の管理に留意してください。

【回答】（保健センター）

特定健診に関する個人情報は、特定健診および特定保健指導でのみ使用することとしており、特定健診申込書にもその旨を記載し、受診者にも周知しております。

2. 後期高齢者医療について

第 204 回国会で 75 歳以上の方の医療費負担が、所得により 1 割から 2 割負担に 2 倍化される法案が提出され 2023 年 10 月以降に実施する計画が進行しています。75 歳以上の方を対象

に私たちが行ったアンケート調査では、回答された方の 30%近い方が受診科や通院回数を減らすなどと回答しています。受診抑制が強く懸念されます。

(1) 窓口負担 2 割化について、中止するよう、国に要請してください。

【回答】（保険年金課）

後期高齢者医療制度加入者の窓口一部負担割合が 1 割の方のうち、一定所得以上の方を 2 割負担とする改正法が、今国会で可決されました。受診抑制が懸念されますが、1 か月の負担増額を 3,000 円までとする、配慮措置が導入される予定です。

一部負担金の引き上げを含めた健康保険法等改正の背景には、少子高齢化の進行、増加する医療費の問題があり、それを支える現役世代の負担上昇を抑制し、健全な社会保障制度を持続していくための対策が必要とされています。後期高齢者医療制度の健全な運営を図っていくために、ご理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

(2) 低所得(住民税非課税世帯など)の高齢者への見守り、健康状態の把握、治療の継続等の支援を行ってください。

【回答】（保険年金課）

住み慣れたまちで自立した生活を送るために、病気の予防や健康づくりに取り組んでいただく必要があります。健康診査や人間ドック受診料補助など健康増進に関する事業を実施しています。昨年度より、国保、後期の保健事業と介護予防事業を一体的に実施することで、より実効性の高い事業となるよう体制を構築しています。

(3) 健康長寿事業を拡充してください。

【回答】（保険年金課）

健康診査は、個別医療機関での受診を実施しています。コロナ感染症予防対策をしながら、受診環境を整えるなど、受診率向上を図っています。人間ドックは、1 年度 1 回に限り受診料の補助をしています。昨年度より、国保、後期の保健事業と介護予防事業を一体的に実施することで、より実効性の高い事業となるよう体制を構築しています。また、一昨年からは埼玉県コバトン健康マイレージ事業に参加しています。

(4) 特定健診、人間ドック、ガン健診、歯科健診を無料で実施してください。

【回答】（保険年金課）

健康診査は、無料で実施しています。人間ドックは、1 年度 1 回、28,000 円を限度に受診料の補助をしています。ガン検診は、年 1 回無料で受診できます。歯科健診は、後期高齢者医療制度に加入した次年度と 80 歳に到達した次年度の 2 回無料で受診できます。

3. 地域の医療提供体制について

コロナ禍にあって地域住民のいのちを守る地域の医療機関への期待が高まっています。国や県が進める地域医療計画による再編・統合・縮小ではなく、地域医療の整備・拡充こそ必要です。

(1) 地域の公立・公的病院、民間病院の拡充が必要です。国および県に対して、病院の再編・統合・縮小を目的とする方針の撤回を申し入れてください。

【回答】（地域医療対策課）

コロナ禍において病院の果たす役割がこれまで以上に増していることから、国の社会保障審議会医療部会などを通じ、国に対し、地域医療構想における病院の再編統合の議論は一旦停

止するべきと働きかけております。引き続き、機械的な再編・統合・縮小が行われることのないよう、地域の実情に応じた医療体制の整備・拡充を要望してまいります。

(2) 医師・看護師など医療従事者の離職防止、確保と定着、増員が可能となるよう必要な対策や支援を行ってください。

【回答】（地域医療対策課）

全国的に看護師不足が懸念される中、市では、公立病院の看護師の増員・確保を図るため、令和 2 年度に看護学生奨学金制度を創設し、看護師の確保に努めております。あわせて、医療従事者の離職防止・定着が図られるよう、引き続き、必要な対策を講じてまいります。

4. 新型コロナウイルス感染の拡大を防止し、安心して医療が受けられるために

コロナ禍にあってなかなか収束が見えない状況が続いています。しかも感染力が強い変異株の拡大が脅威となっています。

(1) 保健所や保健センターなどの人員体制を強化してください。

【回答】（保健センター）

ワクチン接種を円滑に進めるため、令和 3 年 1 月以降、保健センターワクチン接種担当の人員を増員しております。また、ワクチン接種事務は保健センター全職員でサポートし、新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けた業務を行っております。

(2) 医療機関や高齢者施設、保育園や学校などで社会的検査を定期的に頻回に行ってください。

【回答】（地域医療対策課）

県が実施している検査に加え、市では、感染症状はないが感染に不安のある方などを対象に、市が購入した PCR 検査キットを自己負担額 1,000 円で提供しております。引き続き、迅速なワクチン接種とともに、感染防止対策を講じてまいります。

(3) 無症状者に焦点をあてた大規模な PCR 検査を行ってください。

【回答】（地域医療対策課）

市では、他の自治体に先駆けて、感染症状はないが感染に不安のある方などを対象に、市が購入した PCR 検査キットを自己負担額 1,000 円で提供しております。また、65 歳以上の方や基礎疾患を有する方が PCR 検査を受けた場合の検査費を助成する制度もございます。引き続き、迅速なワクチン接種とともに、感染防止対策を講じてまいります。

(4) ワクチン接種体制の強化をお願いします。

【回答】（保健センター）

秩父市と近隣 4 町では広域で連携することにより、秩父地域内に住民票のある方であれば、地域内のどこの接種会場でも接種できる体制を整えております。

また、秩父郡市医師会の協力により、多くの医療機関に個別接種へのご協力いただいております。当初に比べ、地域全体で接種できる数も増えております。

今後も接種予約の方法も含め、接種体制の強化に努めてまいります。

2. だれもが安心して介護サービス・高齢者施策を受けられるために

1. 1号被保険者の介護保険料を引き下げてください。

アンケート結果によれば2021年度の介護保険料の改定で、据え置きが12自治体、引き上げは44自治体(平均年額5,255円増)がありましたが、7市町村では平均年額1823円の引き下げを実施されました。引き続き、次期改定にむけて保険料の見直しを行い、住民の負担軽減に努力してください。

【回答】(高齢者介護課)

当市の第8期における介護保険料については、第7期の介護保険料5,400円を据え置きとしました。保険給付費は年々増加しており一概には言えませんが、次期改定時の介護保険料の増額を極力抑えられるよう介護保険事業の運営に努力してまいります。

2. 新型コロナウイルス感染の影響による介護保険料の減免を実施してください。

コロナ禍による影響で困窮する世帯に実施した2020年度の介護保険料減免の実施状況を教えてください。2021年度も実施してください。

【回答】(高齢者介護課)

昨年度の減免実績は、24名1,429,270円です。また、今年度につきましても6月市議会に条例改正案を提案しており、可決された場合は昨年度と同様に実施いたします。

3. 低所得者に対する自治体独自の介護保険料減免制度を拡充してください。

非課税・低所得者、単身者への保険料免除など大幅に軽減する減免制度の拡充を行なってください。さまざまな事由によって生活困難が広がっている現下の状況に対応して、低所得者の個々の状況に迅速に対応できる減免の仕組みとしてください。

【回答】(高齢者介護課)

介護保険条例で保険料の減免を定めており、また、国の低所得者への介護保険料の軽減も拡充され、公費による保険料の一部減額を実施しております。

4. 介護を必要とする人が安心して介護が利用できるようにしてください。

(1) 利用料限度額の上限を超えた分については独自に助成してください。

【回答】(高齢者介護課)

介護保険の区分支給限度基準額は要介護区分ごとに標準的に必要と考えられるサービス利用例を勘案して全国一律に設定されています。そのため給付適正化の観点から、区分支給限度基準額を超えた利用分につきましては、実費での負担とさせていただきます。

(2) 2割、3割負担となった利用者に対して実態を把握し、利用抑制にならない対策を講じてください。

【回答】(高齢者介護課)

令和3年4月1日時点において、認定をお持ちの方のうち2割負担の方は全体の約4.3%、3割負担の方は約2.6%となっております。また、2割、3割負担となった方でも、ひと月あたりの利用者負担が一定の上限額を超えた場合には高額介護サービス費を支給させていただいております。

5. 看護小規模多機能型居宅介護、小規模多機能型居宅介護、グループホームについて、食費と居住費の負担軽減など利用希望者が経済的に利用困難とならない助成制度を設けてください。

【回答】（高齢者介護課）

介護保険負担限度額認定の制度で、特定の施設を利用した場合の食費・居住費の軽減は行っております。ただし、利用できる施設が限られているため、上記のような施設でも軽減が受けられるよう、国に要望してまいりたいと思います。

6. 新型コロナウイルス感染の拡大に伴い、経営が悪化した介護事業所へ、自治体として実態を把握し、必要な対策を講じてください。

(1) 自治体として財政支援を行ってください。

【回答】（高齢者介護課）

通所系サービスを例にとると、新型コロナ感染への懸念から、利用控えが少なからずあったと聞いていますが、経営が悪化するほどの休業などは聞いておりません。

令和2年6月1日付け厚生労働省老健局から事務連絡で、利用者の同意を得ることを前提に通所介護費については、提供したサービス時間の区分に対応した報酬区分の2区分上位の報酬区分を算定する取り扱いが可能となりました。この取扱いは令和3年3月分の請求をもって終了となりますが、4月より「感染症または災害の発生を理由とする利用者の減少が一定以上生じている場合の加算」が新設されるなど、業務継続に向けた取組の強化が図られています。

市としては、今後も情報収集や事業所への情報共有に努めてまいります。

(2) 感染防止対策として、介護事業所へのマスクや衛生材料などの提供を自治体として実施してください。

【回答】（高齢者介護課）

介護事業所の衛生物品につきましては、昨年6月より定期的に国や県からの提供があり、これまで8度にわたってマスク計423,000枚、消毒用エタノール計662リットル、使い捨て手袋計254,500双を配布しております。今後もそのような提供があれば迅速に対応してまいります。

(3) 従事者や入所・通所サービスなどの利用者へのワクチン接種を早急に実施してください。公費による定期的なPCR検査を実施してください。

【回答】（高齢者介護課）

市の取り組みとして、施設クラスターの回避策として、入所系施設利用者とその従業員に対して、先行接種を行っています。順次通所系施設にも広がっていくと考えております。

公費による定期的なPCR検査は入所系施設においては昨年より県主導で行われております。

市においても検査キッドを販売し、一般市民や訪問系サービス事業所等でご利用いただいております。

7. 特別養護老人ホームや小規模多機能施設などの施設や在宅サービスの基盤整備を行ってください。

【回答】（高齢者介護課）

第6期介護保険事業計画の計画期間中に特別養護老人ホーム129床、看護小規模多機能型居宅介護事業所1施設の整備を行いました。昨年度策定いたしました第8期介護保険事業計画では、計画期間中の整備予定はございません。

8. 地域包括支援センターの体制の充実を図ってください。

【回答】（地域包括支援センター）

現在、秩父市では地域で暮らす高齢者の皆様が、できる限り住み慣れた地域で生活を続けられるよう、市内3か所に直営による地域包括支援センターを設置し、心身の健康の維持及び生活の安定のために必要な支援を行い、保健医療の向上及び福祉の増進を図っております。

地域包括支援センターには介護保険法に規定される基準に従い、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員を配置し、各専門職が連携を図りながら業務に取り組んでおります。

秩父市は埼玉県内で唯一、直営包括のみ設置している市であり、今後も直営のメリットを生かしながら、地域包括ケアの実現に向け、高齢者の支援に努めてまいります。

3. 障害者の人権とくらしを守る

1、障害福祉事業所と在宅障害者・家族に対する新型コロナウイルス感染防止対策の徹底等をおこなってください。

(1) アルコール消毒、マスクなど衛生用品を事業所に配布してください。安定供給にするための手立てを行ってください。

【回答】（障がい者福祉課）

現在、アルコール消毒、マスクなどの衛生用品は、市中販売店等で容易に入手できる状況です。また、厚生労働省では、要望のあった事業所に対して布マスクを配布する事業を引き続き実施しており、事業所からご相談がある場合には情報提供いたします。

(2) PCR検査を徹底し、自宅での経過観察ではなく、入院できる体制確保してください。

【回答】（地域医療対策課）

県が実施している検査に加え、市では、他の自治体に先駆けて、感染症状はないが感染に不安のある方などを対象に、市が購入したPCR検査キットを自己負担額1,000円で提供しております。また、65歳以上の方や基礎疾患を有する方がPCR検査を受けた場合の検査費を助成する制度もございます。入院が必要な方については、引き続き、確実に入院できる体制が整うよう県に働きかけてまいります。

(3) 障害者施設の職員不足は、常態化しています。市町村として、有効な手立てをとってください。

【回答】（障がい者福祉課）

障がい者施設の職員不足は、地域の課題として従前より認識しており、秩父地域自立支援協議会においてもヘルパー不足解消のための協議を行ってまいりました。そのなかで、移動支援事業の支援者不足を解消するため、1名の支援者で複数の利用者を支援するグループ支援の在り方について協議し、令和3年度からグループ支援を実施しております。

他のサービスについても、引き続き自立支援協議会等で検討してまいります。

(4) 入院できる医療機関が少ないため、障害者への優先接種を行ってください。バリアフリーの関係、新しい場所への不安から、ワクチン接種は日ごろから利用している場所で行えるようにしてください。

【回答】（保健センター）

秩父市と近隣 4 町では広域で連携することにより、秩父地域内に住民票のある方であれば、地域内のどこの接種会場でも接種できる体制を整えております。

また、秩父郡市医師会の協力により、多くの医療機関に個別接種へのご協力いただいております。当初に比べ、地域全体で接種できる数も増えております。

今後も接種予約の方法も含め、接種体制の強化に努めてまいります。

2、 障害者が地域で安心して暮らせるために、予算措置をしてください。

生まれ育った地域で、安心して暮らせるためには、しっかりとした財政的なバックアップが必要です。

- (1) 障害者地域生活支援拠点事業での進捗状況・具体的な取り組みを教えてください。

【回答】（障がい者福祉課）

障害者地域生活支援拠点の整備について、秩父市障がい者福祉計画では令和 5 年度末までに設置することを目標に掲げています。秩父地域の特徴に合った拠点を設置するため、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町と共同で設置する方向で調整してまいります。

- (2) 施設整備については、独自補助の予算化を進めてください。

【回答】（障がい者福祉課）

障害者地域生活支援拠点の整備・運営には、多額の費用を要することから、国県等の補助等を有効に活用し、持続可能性のある拠点整備・運営に取り組んでまいります。

- (3) 当事者の声を反映する事業としてください。

【回答】（障がい者福祉課）

秩父地域自立支援協議会では、行政のほか、障がい者の当事者団体、障害者支援事業者など当事者を構成委員として開催しています。また、令和 2 年度に策定した第六期秩父市障がい者福祉計画策定委員会においても、障がい者の当事者団体、障害者支援事業者の委員にご出席いただき、ご意見を計画に反映することができました。

今後も、当事者の声を事業に反映するよう努めてまいります。

3、 障害者の暮らしの場を保障してください。

障害者・家族の実態を把握して、整備計画をたて、行政として、補助をしていくことが求められています。

- (1) 当該市町村内に、入所施設あるいは入所施設の機能を持った施設、グループホーム（重度の障害を持つ人も含め）、在住する障害者の数を把握し、計画的な設置を要望します。どれくらいの暮らしの場が今後必要としますか。事業の推進に困難を抱えている場合は、その理由を教えてください。

【回答】（障がい者福祉課）

当該市町内に入所施設は 3 か所、グループホームは 36 か所あり（埼玉県 指定施設・事業所一覧より）、利用状況はそれぞれ 65 人／月前後、85 人／月前後（第六期秩父市障がい者福祉計画より）で横ばい傾向にあります。今後、利用状況の動向をみながら各事業者とともに計画的な設置等について検討してまいります。

- (2) 家族介護からの脱却を図ってください。点在化している明日をも知れない老障介護（8

0歳の親が50歳の障害者を介護・90歳の親が60歳の障害者を介護しているなど) 家庭について、緊急に対応ができるように、行政としての体制を整えてください。

【回答】 (障がい者福祉課)

現在、地域包括支援センターや高齢者介護課等の他課と綿密に連携・情報共有をしており、緊急な対応ができる体制を整えています。今後も、介護保険や障がい福祉サービス等を活用した、ご家族に合った支援の案内に努めてまいります。

(3) 障害者支援施設(入所施設)利用者の中で、土日等利用して帰省しているケースを把握していますか。在宅者同様に障害福祉サービスを利用できるようにしてください。

【回答】 (障がい者福祉課)

入所施設の利用者が土日に帰省しているケースについては、計画相談員のモニタリングや支援会議等により把握しています。なお、入所者が帰省している間については、在宅者と同様にヘルパーによる介護(居宅介護)等を利用できます。

4、 重度心身障害者等の福祉医療制度を拡充してください。

医療の助成は、命をつなげる大切な制度です。受診抑制にならないように充実させることが必要です。

(1) 所得制限、年齢制限を撤廃すること。一部負担金等を導入しないでください。

【回答】 (障がい者福祉課)

所得制限に関しては、本人の収入のみを判定しております。他の障害福祉サービス同様、応能負担をお願いするものとなっておりますことからご理解いただきたいと思っております。また年齢制限の撤廃に関しましては、県の補助金交付を受けない秩父市の単独補助となり、財政的に大きな影響を与えます。近隣自治体とも協議し、制度を今後も安定かつ継続的に実施していくためにやむを得ない判断となりますので、ご理解いただきたいと思っております。

(2) 医療費の現物給付の広域化を進めるために、近隣市町村・医師会等へ働きかけてください。

【回答】 (障がい者福祉課)

平成25年4月より全ての医療保険について、秩父郡市内(秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町)の医療機関では窓口でのお支払いのない現物給付を行っております。現物給付の広域化については、県の動向を注視し、近隣市町村・医師会等のご協力をいただきながら検討していきたいと思っております。

(3) 精神障害者は1級だけでなく2級まで対象としてください。また、急性期の精神科への入院も補助の対象としてください。

【回答】 (障がい者福祉課)

精神障害者2級で障害認定を受けている方、急性期の精神科入院で後期高齢者の方については、補助の対象となっております。それ以外の方については、県の補助金交付を受けない秩父市の単独補助となるため、今以上の対象者の拡充は難しいと考えております。

(4) 行政として、二次障害(※)について理解し、援助をするとともに、二次障害の進行を抑えるため、医療機関に啓発を行ってください。

※脳性麻痺をはじめとする多くの身体障害者(他の障害も含まれます)は、その障害を主な原因とし

て発症する二次障害（障害の重度化）に悩んでいます。重度化する中で、苦痛とともに、日々の生活に困難が増し、不安と戸惑いが伴っています。

保健、医療、福祉がそれに十分こたえていません。

【回答】（障がい者福祉課）

関係機関の協力を仰ぎながら実態把握に努め、必要とする情報やサービス提供などの支援を検討するとともに、医師会等のご協力をいただきながら、医療機関へ働きかけてまいります。

5、 障害者生活サポート事業について、未実施自治体では実施を、実施自治体では拡充してください。

利用者にとって、メニューが豊かな制度です。負担や時間制限がネックにならないことが大切です。

(1) 未実施市町村は、県単事業の障害者生活サポート事業を実施してください。実施していない理由を教えてください。

【回答】（障がい者福祉課）

秩父市では、障がい児（者）生活サポート事業を実施しています。

(2) 実施市町村においては、県との割合負担以外の自治体独自の持ち出し金額を教えてください。

【回答】（障がい者福祉課）

令和2年度障害者生活サポート事業の実績は、事業費 16,837,800 円のうち、県補助 1,050,000 円であり、市一般財源は 15,787,800 円です。県補助率 50%で計算した補助所要額は 8,418,000 円ですが、補助上限額が 1,050,000 円のため、県との負担割合以外に 7,368,000 円を市一般財源で負担しております。

(3) 実施市町村は利用時間の拡大など拡充してください。

【回答】（障がい者福祉課）

人口規模による上限額により県補助金交付額が年間 105 万円に留まっており、事業にかかる負担が市に偏重している状況です。県補助金の増額が見込めないなか、市単独では今以上のサービスの拡充は困難であると考えております。

(4) 成人障害者への利用料軽減策を講じるなど、制度の改善を検討してください。

【回答】（障がい者福祉課）

上記の通りの実情であり 市単独では今以上の使用者の負担軽減は困難であると考えております。

(5) 県に対して補助増額や低所得者も利用できるよう要望してください。

【回答】（障がい者福祉課）

当市では人口規模による補助金上限額の撤廃を県に要望してまいりましたが、「当該事業は、法に定められたサービスを補完するために実施している県単独事業であり、補助制度を将来にわたって維持していくために事業開始当初から設定している」との回答を受けております。

6、 福祉タクシー制度などについて拡充してください。

移動の自由を保障する制度です。市町村事業になり、市町村格差が生まれています。

(1) 初乗り料金の改定を受けて、配布内数を増加してください。利便性を図るため、100円券（補助券）の検討を進めてください。

【回答】（障がい者福祉課）

初乗り料金の改定を受けて、令和2年度から利用券の配布枚数を24枚から28枚に増やしました。

県・市ともに厳しい財政状況の中、現行制度の維持に努めておりますが、さらなる補助額の増加は難しいことや、県・県内市町の動向をふまえた形態で事業を実施していることから、実施形態を独自に変更・拡大することは困難な面があります。今後も、近隣市町の動向をふまえながら、必要に応じ県とも協議してまいりたいと考えております。

(2) 福祉タクシー制度やガソリン代支給制度は3障害共通の外出や移動の手段として介助者付き添いも含めて利用できること。また、制度の運用については所得制限や年齢制限などは導入しないようにしてください。

【回答】（障がい者福祉課）

現時点において、福祉タクシー券及び燃料費助成ともに、所得制限・年齢制限いずれも導入することなくご利用いただいております。

燃料費助成については、障がい者本人だけでなく、療育手帳所持者を介護している方、また、視覚障がい者を介護している方にもご利用いただいております。近隣自治体の状況を見ましても、おおよそ同じような取り扱いとなっています。助成の対象を介護者や付き添い者まで拡大することは、障がい者の移動支援のための利用と判別が困難になり、また、補助額の増加も見込まれるため、現在の秩父市の財政状況では難しいと思われれます。

(3) 地域間格差を是正するために近隣市町村と連携を図るとともに、県へ働きかけ、県の補助事業として、復活することをめざすようにしてください。

【回答】（障がい者福祉課）

県・市ともに厳しい財政状況の中、現行制度の維持に努めておりますが、さらなる補助額の増加は難しい現状にあります。今後、近隣市町の動向も踏まえながら、必要に応じ県とも協議して参りたいと考えております。

7、 災害対策の対応を工夫してください。

ここ数年、災害が頻繁に起きています。他の地域の教訓を生かして、災害種類毎のハザードマップの普及も含め、事前にしっかりと対応していくことが求められています。

(1) 避難行動要支援者名簿の枠を拡大してください。家族がいても、希望する人は加えてください。登載者の避難経路、避難場所のバリアフリーを確認してください。

【回答】（社会福祉課）

当市では、単身世帯でなくとも、避難行動要支援者名簿の対象者としております。また、支援を希望される方も対象者としております。

登載者の避難経路、避難場所のバリアフリー確認については、民生委員や自主防災組織等へ周知し、情報共有を図ってまいります。

(2) 福祉避難所を整備し、直接福祉避難所に入れるように登録制など工夫してください。

【回答】（危機管理課）

秩父市では、避難所での避難生活に負担が大きい高齢者、障がい者、妊産婦などの要配慮者

を収容するための二次的避難の施設として、災害時における福祉避難所の開設に関する協定や施設の使用に関する覚書を14の施設と締結し、福祉避難所として指定しています。

これらの施設は、普段から利用されている方のいる施設のため、市が災害後の福祉避難所の被害状況や利用状況から受入れの可否を確認した上で、協定に基づき受入れの要請を行うものとなっておりますが、国における「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」の改定等に併せた見直しを行いたいと考えております。

(3) 避難所以外でも、避難生活（自宅、車中、他）している人に、救援物資が届くようにしてください。

【回答】（危機管理課）

新型コロナウイルス感染症への感染を心配する方や、ペットとの避難等の理由により、自宅や車中等の避難所以外で避難生活をされる方に対しても、必要に応じて救援物資の提供や避難生活に必要な情報をメール配信するなど検討してまいります。

(4) 災害時、在宅避難者への民間団体の訪問・支援を目的とした要支援者の名簿の開示を検討してください。

【回答】（社会福祉課）

個人情報保護条例に基づき対応いたします。

(5) 自然災害と感染症発生、また同時発生等の対策のための部署をつくって下さい。保健所の機能を強化するための自治体の役割を明確にし、県・国に働きかけてください。

【回答】（危機管理課）

秩父市では消防防災など危機管理体制づくりを行うため、危機管理課を設置し自然災害等に備え準備をすすめているところです。

感染症の対策については、担当部局で対応しますが、感染症が発生している状況で台風や地震等の自然災害が発生し、避難所を開設する場合の感染症対策については、関係部局と協力し危機管理課で対応してまいります。

8、福祉予算を削らないでください。

コロナ危機の中で、障害福祉関連事業の新設、削減、廃止、などの動きがありますか。コロナ禍にあって、適切な財政支援を行ってください。また、削減・廃止の検討がなされているところでは、当事者、団体の意見を聞き、再検討してください。廃止されたものについては復活をしてください。

【回答】（障がい者福祉課）

コロナ禍においても、障がい者が地域で安心して生活するためには、感染拡大防止の適切な対処を行ったうえで、サービスが継続して提供される環境が重要と考えております。秩父市では、令和2年度障害者総合支援事業補助金を活用し、在宅障がい者等の安否確認事業、日中一時支援事業や地域活動支援センター、移動支援事業体制強化事業を実施する事業者に対し補助金を交付し、コロナ禍においてもサービスが提供されるよう事業者を支援しました。

他の障害福祉関連事業について、現時点で新設、削減、廃止を検討している事業はございません。

4. 子どもたちの成長を保障する子育て支援について

【保育】

1. 公立保育所又は認可保育所の拡充で、待機児童を解消してください。

(1) 待機児童の実態を教えてください。

① 潜在的な待機児童も含め希望したのに認可保育所に入れない待機児童数(4/1 時点)の実態を教えてください。

【回答】 (こども課)

特定の保育施設を希望しているために待機となっている人を除いては、令和3年4月1日時点の待機児童はおりません。

② 既存保育所の定員の弾力化(受け入れ児童の増員)を行なった場合は、年齢別の受け入れ児童総数を教えてください。

【回答】 (こども課)

0歳児160人、1歳児244人、2歳児299人、3歳児316人、4歳児330人、5歳児328人

(2) 待機児童解消のために、公立保育所又は認可保育所を増設してください。

① 待機児童解消のための対策は、公立保育所の維持と認可保育所を増設を基本に整備をすすめてください。

【回答】 (こども課)

公立保育所につきましては、保育の需要を勘案しつつ引き続き維持管理に努めております。また、私立の認可保育所、認定こども園につきましては、事業者から具体的に新設の申出があった際に、未就学児の人口推移及び保育の需要を踏まえた上で判断し支援してまいります。

② 育成支援児童の受け入れ枠を増やして、補助金を増額し必要な支援が受けられる態勢を整えてください。

【回答】 (こども課)

当市では、市単独補助金として障がい児保育補助金制度を設け、民間保育所等で一定以上の障がいがある児童を受け入れた場合、児童の障がいの程度に応じて、当該障がい児担当職員の雇用に要する経費について補助を行っています。補助金額につきましては、需要等を精査し、見直していきます。

③ 認可外保育施設が認可施設に移行する計画の場合は、施設整備事業費を増額して認可保育施設を増やしてください。

【回答】 (こども課)

当市では、「第2期秩父市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、国・埼玉県の交付金及び補助金を活用して施設整備の補助を行い、民間幼稚園等の認定こども園への移行及び認可保育所を新設することで、保育の受入枠を確保するとともに、教育・保育の充実を図りました。

当市内に認可施設への移行希望のある認可外保育施設の申出が来た場合、事業者の意向を把握し、未就学児の人口推移及び保育の需要を踏まえた上で判断し的確な支援ができるようにしてまいります。

2. 新型コロナウイルス感染症から子どもの命を守るためにも、ひとり一人の気持ちに寄り添い成長発達に必要な支援を行うためにも、少人数保育を実現してください。

コロナ感染を防止するためには、保育する子どもの人数を少なくして密を避けることが必要です。また、コロナ禍で困難を抱える家庭や児童が増えている中、きめ細かい支援を行うためにも少人数保育のための予算を増額してください。

【回答】（こども課）

保育所は、医療従事者や、養育に支援が必要な家庭の子どもの受入れ等セーフティーネットの役割のもと、厚労省の定める「保育所における感染症対策ガイドライン」に沿って、コロナ禍の中、保育を継続しております。

公立保育所においては、健康観察、手洗い、消毒、こまめな換気、保育活動では子ども同士の距離を保てる遊びの工夫、おもちゃのこまめな消毒、食事においては、飛沫対策のためのアクリル板の設置、合い向かいにならない席の配置、午睡においては子どもの顔が向かい合いにならないように向きを変える等、密を避けるだけでなく、コロナ感染防止に努め、保育の質を担保しながら、安全に丁寧に子どもを保育しております。

現在、当市は、特定の園を希望しているために待機となっている人を除きましては、4月1日時点の待機児童数はゼロです。窓口での相談の際、保護者が保育所を選ぶ上でのニーズは住所地・勤務先からの利便性が多く求められている状況です。

少人数保育を進めるためには、年齢ごとの基準を満たす保育士の人材確保、年齢ごとの児童1人あたりの面積基準を満たす保育室を確保した上で、部屋を分ける等の課題もありますので、国・県の財政的な支援がなく、市単独では難しい状況です。今後も、保育の需要を踏まえた上で判断してまいります。

3. 待機児童をなくすために、また子育て家族の生活を支える保育所等の機能の重要性を踏まえて、その職責の重さに見合った処遇を改善し、増員してください。

待機児童を解消するためには、保育士の確保が必要です。保育士の離職防止も含めて、自治体独自の保育士の処遇改善を実施してください。

【回答】（こども課）

民間保育所等職員の市独自の処遇改善につきましては、民間保育所等運営費補助金の改定を行い、平成30年度から常勤職員に対して月3,000円の給与補助を行っております。

4. 保育・幼児教育の「無償化」に伴って、給食食材費の実費徴収などが子育て家庭の負担増にならないようにしてください。

消費税は生活必需品に一律にかかる税で、所得が低い人ほど負担割合が高くなる特徴を持った税制度であり、保育料が高額である0歳～2歳児の世帯は消費税だけがのしかかることとなります。また、「無償化」により3歳児以降の給食食材料費（副食費）が保育料から切り離され、2019年10月より「実費徴収」される事態になってしまいました。

(1) 子育て世帯の負担増にならないよう軽減措置を講じてください。

【回答】（こども課）

所得が低い世帯については、住民税額によって免除しています。

5. 保育の質の低下や格差が生じないように、公的責任を果たしてください。

すべての子どもが平等に保育され、成長・発達する権利が保障されなければなりません。

そのためには国や自治体などの公の責任が必要不可欠です。この度の法改正で認可外保育施設は、5年間は基準を満たさない施設も対象となります。自治体独自の基準を設けて厳格化し、安心安全な保育が実施されなければならないと考えます。

(1) 研修の実施や立ち入り監査など、指導監督に努めてください。

【回答】（こども課）

当市では認可外保育施設は現在、事業所内保育施設のみとなりますが、県レベルでの研修の受講勧奨を行い、また、立ち入り検査等指導を行っていきます。

(2) 保育所の統廃合や保育の市場化、育児休業取得による上の子の退園などで保育に格差が生じないように必要な支援を行なってください。

【回答】（こども課）

現在、当市では営利企業による運営をしている保育所はなく、また育児休業取得による上の子の退園は行っておりません。少子化等に伴う保育の需要の変動により保育所の運営につきましても変化していきますが、今後とも待機児童や格差が生じないように必要な支援を行っていきます。

【学童】

6. 学童保育を増設してください。

学童保育の待機児童を解消し、必要とするすべての世帯が入所できるようにするために、また「1支援の単位40人以下」「児童1人当たり1.65㎡以上」の適正規模の学童保育で分離・分割が図れるように予算を確保して援助して下さい。

【回答】（学校教育課）

学童保育の待機児童の解消に向けましては、子ども子育て支援事業計画に沿って、民間施設との連携による対策を実施していくとともに、放課後子ども総合プランに即した学校施設の積極的な活用を図り、支援体制の整備に努めてまいります。

7. 学童保育指導員を確保し、処遇改善を行ってください。

厚生労働省は学童保育指導員（放課後児童支援員）の処遇改善を進めるために「放課後児童支援員等処遇改善等事業」「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」を施策化していますが、県内で申請している市町村は、「処遇改善等事業」で41市町（63市町村中65.1%）、「キャリアアップ事業」で32市町（同50.8%）にとどまっています。指導員の処遇を改善するため、両事業の普及に努めてください。

【回答】（学校教育課）

学童保育指導員の処遇改善につきましては、民間学童クラブへの委託事業として実施している放課後児童支援員処遇改善事業及び放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業の活用について、引き続き実施してまいります。

8. 県単独事業について

県単独事業の「民営クラブ支援員加算」「同 運営費加算」について、「運営形態に関わらずに、常勤での複数配置に努める」（※「県ガイドライン」）立場から、公立公営地域も対象となるように改善してください。

【回答】（学校教育課）

当事業は、埼玉県放課後児童健全育成事業として実施されている埼玉県の事業であり、今後、対象の拡大に向け、埼玉県へ要望してまいります。

【子ども医療費助成】

9. 子ども医療費助成制度の対象を「18歳年度末」まで拡大してください。

本来子ども医療費助成制度は国の制度とするべきであり、埼玉県も制度を拡充し助成すべきであると考えています。

- (1) 通院及び入院の子ども医療費無料化を「18歳年度末」まで拡充してください。すでに実施している場合は、引きつづき継続してください。

【回答】（こども課）

平成30年10月より、制度の対象を18歳年度末まで拡充いたしました。

- (2) 国や県に対して、財政支援と制度の拡充を要請してください。

【回答】（こども課）

今後、検討していきます。

5. 住民の最低生活を保障するために

1. 困窮する人がためらわずに生活保護の申請ができるようにしてください。

厚労省ホームページで2020年度に「生活保護を申請したい方へ」を新設し、「生活保護の申請は国民の権利です」と説明しています。具体的に扶養義務のこと、住むところがない人、持ち家がある人でも申請ができることなどを「ためらわずにご相談ください」と明記しています。市町村においても、分かりやすく申請者の立場にたってホームページやチラシを作成してください。

【回答】（社会福祉課）

生活保護制度の正しい理解を進めるため、「生活保護のしおり」は常に社会福祉課カウンター前のパンフレットスタンドやカウンターに置いてあり、誰でも自由に手に取れるようになっております。また、ホームページにも「まずは相談ください」と、表示しております。

2. 生活保護を申請する人が望まない「扶養照会」は、義務ではないのですから行わないでください。

コロナ禍にあって、失業や倒産などから生活に困窮する方が激増しています。しかし、生活保護を利用する世帯は、必要としている世帯の2割程度にすぎません。その原因の一つには、「扶養照会」であると言って過言ではないでしょう。今国会での審議で田村厚労大臣は「扶養照会は義務ではない」と答弁しています。しかし、埼玉県内の福祉事務所ではDVなどの場合を除いて、申請者が望まない扶養照会が行われています。申請者が望まない扶養照会を行わないよう改善してください。

【回答】（社会福祉課）

扶養照会については、生活保護申請時及び訪問時等に、しおり等を活用しながら詳細に説明しております。また、その際に申請者と扶養親族等との個々の関係を聞き取り、扶養の可能性について確認した後、申請者の理解を得た上で扶養照会を行っております。

3. 決定・変更通知書は、利用者が自分で計算できる分かりやすいものにしてください。
福祉事務所としてもミスが起こる原因にもなっています。福祉事務所職員だけでなく利用者本人も点検できるよう、加算や稼働収入の収入認定枠を設けて、誰が見てもわかる内訳欄のある書式にしてください。
【回答】（社会福祉課）
当市の「保護決定・変更通知書」は、扶助費の明細や支給額、保護の変更時期や理由等が詳細に記載されております。
尚、内容についての疑問・質問がある場合は、いつでも説明する体制を取っております。
4. ケースワーカーの人数が標準数を下回らないようにしてください。
生活保護利用者の立場にたった対応ができるように、十分な研修や人権侵害や制度の不勉強によって利用者が不利益となるようなことがないようにしてください。
また、社会福祉主事の有資格者を採用してください。
【回答】（社会福祉課）
当市では、ケースワーカーの増員により厚労省の標準数をクリアしております。しかし、近年の事務複雑化や支援困難世帯の対応等で、ケースワーカーの負担は増加しております。
コロナ禍により思うように研修参加ができない状況ではありますが、県等が実施する研修積極的に参加するとともに、OJTなどの所内教育により資質向上に努めております。今後も引き続き必要人員の確保や有資格者の配置などについて、人事当局へ働きかけると共に、ケースワーカーの資質向上に努め、生活保護制度の適切な運営と生活保護受給世帯への親切・丁寧な対応に努めてまいります。
5. 無料低額宿泊所への入居を強制しないでください。
コロナ禍にあって、社宅を退去させられるなどの事態が増えています。福祉事務所では、このような人達を無料低額宿泊所にあっせんする場合があります。しかし、本人が希望しない場合や居宅での自立した生活が可能な場合は、無料低額宿泊所への入居を強制しないでください。
【回答】（社会福祉課）
やむを得ず住居を失い住居を失った方が無料低額宿泊所に入居する場合は、福祉事務所及び、宿泊所の担当者が説明を行い、本人の希望等を確認し納得頂いたうえで利用いただいております。
6. 生活困窮者自立支援事業は、生活保護申請を阻害しないように留意し、充実をはかるとともに、地域の生活困窮者の状況を把握し、生活保護の捕捉率の向上に努めてください。
【回答】（社会福祉課）
生活保護受給者や生活困窮者への就労・自立支援の強化、総合的な相談体制の構築、貧困の連鎖の防止等を目指しつつ、職員の連携を強化し、生活保護の捕捉率向上にも努めてまいります。

以上